（前のページより続き）

特殊法人等
平成二十九年度国土交通省共済組合の決算、平成三十年七月豪雨における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
会社その他

二七
二九

府令

○内閣府令第三十九号

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令

（趣旨）

第一条　桂離宮の施設に係る参観料の徴収については、この府令の定めるところによる。

（参観料の徴収）

第二条　桂離宮の施設のうち宮内庁長官が別に定めるものを参観しようとする者は、参観料を国に納めるものとする。

2　前項の参観料の額は、宮内庁長官が別に定めるものとする。

附　則

この府令は、平成三十年十一月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・総務省令・財務省令第一号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百七十九号）附則第二条第五号の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第四条第一項に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準等を定める命令を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　弘志
財務大臣　麻生　太郎

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第四条第一項に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準等を定める命令

（対象貸付金を算定する基準）

第一条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第四条第一項に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額は、同項に規定する水道事業等（以下「水道事業等」という。）に係る同項に定める旧資金運用部資金又は旧公営企業金融公庫資金の残高に、水道事業等の費用のうち当該公共施設等運営事業に係るものの占める割合を乗じて得た金額とする。

（水道事業等に係る公共施設等運営事業に関する計画の記載事項）

第二条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令附則第二条第五号に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　水道等公共施設等運営事業（水道事業等に係る公共施設等運営事業をいう。以下同じ。）に関する維持管理の方針
二　水道等公共施設等運営事業の運営の見通しに関する事項
三　水道等公共施設等運営事業に係る組織体制に関する事項
四　水道等公共施設等運営事業に関する計画の検証に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣が定める事項

附　則

この命令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

省令

○文部科学省令第二十六号

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

文部科学大臣　林　芳正

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（プログラム登録の公示）	（プログラム登録の公示）
第三条　法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	**第三条**　法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について官報で行う。
［略］	［略］